

附 則

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ニューヨークオリンズ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在モナコ日本国大使館等を新設し、これらの大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。